

所得税、市・県民税の 申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

問合せ先 鈴鹿税務署 (☎059-382-0353) (ダイヤルイン)

確定申告会場

と き

2月13日(火)～3月15日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

※受付は午後4時までとなりますが、会場の状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ

イオンモール鈴鹿2階

「イオンホール」

※午前9時～10時までの確定

申告会場入口は、専門店街「南入口」のみになります。

【申告と納税の期限】

●所得税・贈与税

3月15日(金)

●消費税および地方消費税

4月 1日(月)

※所得税、消費税および地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

○会場の混雑緩和のため、**入場には日時が指定された「入場整理券」が必要になります。**「入場整理券」は会場での当日配布またはLINEアプリを使用したオンラインでの事前発行の2通りで発行します。オンラインでの事前発行について詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください(入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります)。

○2月16日(金)～3月15日(金)は、鈴鹿税務署において申告相談は行いません。

○確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は、自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の書類などが必要です。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

自宅のパソコン・スマートフォンからのe-Taxによる申告をぜひご利用ください

確定申告会場へ行かなくても、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。**作成した申告書はe-Tax(電子申告)で提出いただくことができますので、ぜひご利用ください。**

e-Taxの送信には、①マイナンバーカード方式および②ID・パスワード方式の2通りがあります。

①マイナンバーカード方式には、マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

②ID・パスワード方式には、税務署で発行したIDおよびパスワードが必要です。

(※)ID・パスワード方式は暫定的な対応のため、早めにマイナンバーカードを取得してください。

○e-Taxには次のメリットがあります。

「税務署への持参不要」、「印刷・郵送代不要」、「添付書類不要(※1)」、「確定申告期間中は24時間利用可能」、「書面申告より早い還付(※2)」

また、マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

(※1)一部の書類は除きます。

(※2)e-Taxで申告された場合は3週間程度で還付される見込みです。

1. 亀山市での申告相談受付会場のご案内

問合せ先 税務課市民税グループ(☎84-5011)

市が担当する申告相談受付を以下の日程で実施します。

各会場の混雑緩和のため、**確定申告は税務署への郵送等での提出または前ページに記載されたe-Tax(スマートフォンやパソコンを活用した電子申告)をぜひご活用ください。**

○市会場および各コミュニティセンター等日程表

相談日	地区	時間	会場
2月1日(木)	神辺	午前9時～午後4時	神辺地区コミュニティセンター
2月2日(金)	野登	午前9時～午後4時	野登地区コミュニティセンター
2月5日(月)	白木	午前9時～11時30分	下白木公民館
	小川	午後1時30分～4時	小川地区生活改善センター
	天神・和賀南部	午前9時～午後4時	天神・和賀地区コミュニティセンター
2月6日(火)	昼生	午前9時～午後4時	昼生地区コミュニティセンター
2月7日(水)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北コミュニティセンター
2月8日(木)	川崎	午前9時～午後4時	川崎地区コミュニティセンター
2月9日(金)	阿野田管内	午前9時～午後4時	東部地区コミュニティセンター
	加太	午後1時30分～4時	林業総合センター
2月16日(金)～ 3月15日(金)	市内	午前8時30分～午後4時 (土・日曜日、祝日を除く)	本庁
2月16日(金)～ 3月15日(金)	市内	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時 (土・日曜日、祝日を除く)	関支所

※各コミュニティセンターなどは、午前8時30分から開場します。

※本庁・関支所では、午前8時から番号札を配布します。

※本庁では、自身のスマートフォンで確定申告をする人に限り、パソコンやスマートフォンから申し込みができるWEB事前予約受付を行います。会場で職員と一緒にスマートフォンから確定申告を行うことで、翌年度から自身で申告ができるようにお手伝いします。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

(URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2020010800016/>)



市ホームページ
二次元コード

市の会場で受付できない人

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、海外の年金の確定申告をする人、令和4年分以前の確定申告をする人は、本庁・関支所・各コミュニティセンターでは確定申告相談を受付することができません。これらの申告で不明な点がある人は、鈴鹿税務署へお尋ねください。

確定申告会場をご利用いただく際の注意

確定申告会場のご利用について、ボールペンの持参にご協力ください。発熱等の症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えていただくようお願いいたします。また、混雑緩和のため、できる限り少人数でお越しください。

2. 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和5年中に営業・農業・不動産所得のある人や、各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が所得控除(扶養控除、基礎控除等)を超える人	
令和5年中に給与がある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の合計金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
令和5年中に公的年金がある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告の申告義務はありません。

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

【例】

- 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

※上記の内容であっても、計算結果により納付になる場合があります。

※令和5年分の還付の確定申告については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで行うことができます。

4. 市・県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、**所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。**

- 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
- 勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 医療費控除など各種控除の申告をする人
- 給与所得または公的年金所得のあった人で、他に所得のある人

(他の所得が20万円以下の場合には所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、市税証明の交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

前年度に市・県民税の申告をした人への市・県民税申告書を1月下旬に送付します。

5. 確定申告書および市・県民税申告書作成時に申告会場にて必要なもの

① 収入・所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業 不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)※必ず事前に作成してお持ちください。
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本 支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

※配当所得について、多数の支払通知書をお持ちの場合は、所得の内訳書を作成してお持ちください。

② 控除に関する書類

必要なもの
国民健康保険税、介護保険料、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など控除に係る証明書、寄附金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類

※医療費控除を申告する場合は、**年間の支払額を集計した「医療費控除の明細書」が必ず必要となりますので、事前に作成してお持ちください。**

※領収書の添付や提示のみでは医療費控除を受けられません。

※寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

③ 共通して必要なもの

- 本人および扶養者の個人番号確認書類
- 本人確認書類
- 還付申告をする人は、還付金の振込先が分かるもの(通帳など)

※申告内容によって、上記(①収入・所得に関する書類、②控除に関する書類、③共通して必要なもの)のほかに書類が必要となる場合があります。

※収入・所得に関する書類の一部は、確定申告書作成後にお持ち帰りいただけます。

確定申告、市・県民税申告には、**マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示、または写しの添付** が必要です。

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカード



- ご自宅などからe-Taxで申告書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちでない人

① 番号確認書類

申告者のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
 - 住民票の写し、または住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)
- などのうち、いずれか1つ



② 身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード



などのうち、いずれか1つ

6. 令和6年度からの市・県民税に適用される主な税制改正

○森林環境税の導入

森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町において、市・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として県・市町へ譲与されます。

なお、平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円が加算されていますが、こちらは令和5年度に終了するため、実質負担額は令和5年度と変わりありません。

均等割等の内訳

税金の種類		令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国税)		なし	1,000円
市・県民税均等割	市民税	3,500円	3,000円
	県民税	2,500円	2,000円
均等割等の合計		6,000円	6,000円



○市・県民税と所得税の上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と市・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と市・県民税が一体として設定されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から**令和6年度市・県民税より、課税方式を所得税と一致させる改正**がなされました。

この改正により所得税で申告不要を選択した場合は、市・県民税でも申告不要となり、所得税で総合課税および分離課税で申告を行った場合は、市・県民税においても総合課税および分離課税で申告したこととなり、**所得税と市・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。**

所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は市・県民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなりますので、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出ることがありますのでご注意ください。

○国外居住親族についての扶養控除等の見直し

年齢30歳以上70歳未満(前年の12月31日時点の年齢)の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および住民税の非課税限度額の適用対象から除外されます。

- ・留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者から前年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

なお、国外に居住している配偶者の配偶者控除の適用については、令和5年度以前と要件は変わりません。詳しくは、国税庁ホームページ(非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ)をご確認ください。

URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>



7. 市・県民税が試算できます

住民税試算システムは、源泉徴収票などから金額等を入力することで、市・県民税を試算することができます。また、退職金に対する市・県民税額の試算や、ふるさと納税の控除限度額も試算することができます。

利用できるのは、令和6年度の市・県民税額の試算です。令和5年1月～12月までの所得金額が基準となります。市・県民税申告書を作成することもできますので、ぜひご利用ください。

なお、所得税の確定申告書は、このシステムでは作成できません。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023110700019/>



8. 国民健康保険の医療費通知(医療費のお知らせ)について

国民健康保険に加入中の人に、令和5年分の医療費通知を送付します。

診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として活用することができますので、使用する場合は、次のことにご注意ください。

- 医療費控除の申告をする際は、医療費通知原本の添付が必要です。再発行はできませんので、大切に保管してください。
- 令和5年1月～11月の受診分を今年2月に、令和5年12月の受診分を3月に送付します。
- ※医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。
- 医療費通知に記載されていないものは、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。
- ※申告に使用した領収書などは、申告期限から5年間保存する必要があります。
- ※医療費控除の対象にならない医療費等もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。
- あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは、医療機関名が記載されていないので、領収書に基づき医療費通知に補完記入してください(補完記入に使った領収書は、確定申告時に提示が必要)。
- 支払額には、診療報酬明細書(レセプト)などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されていますので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれていますので、その場合は確定申告の際に差し引く必要があります。

問合先 国民健康保険の医療費通知について・・・市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)
医療費控除の申告について・・・鈴鹿税務署(☎059-382-0353)
税務課市民税グループ(☎84-5011)